事後審査型一般競争入札の執行について

富士見町が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月8日 富士見町長 渡辺 葉

1 入札対象業務(電子入札案件)

件			名	令和7年度 道路施設予防保全対策事業 原の茶屋区側溝改修工事	
入	札	番	号	工事一47	
履	行	場	所	原の茶屋	
履	行	期	間	契約日から 令和8年3月25日	
担	旦 当		課	建設課	
エ	事	概	要	(1工区)施工延長 L=168.1m 自由勾配側溝300型 L=167.3m 現場打接続桝 N=1基 (2工区)施工延長 L=31.6m 車道用U型側溝300B L=31.6m	
週休二日制工事			事	適用あり(発注者指定型) 「富士見町週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする	

2. 入札に参加できる者の条件

工 事 種 別	土木一式工事 A級・B級
総合評定値	該当する工事の種類の総合評定値(格付け) 755 点以上の者
客 観 点 数	富士見町が付与した客観点数 78 点以上の者
建設業許可	土木一式工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者	本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できること。配置 技術者は、入札参加申請日以前3ヶ月以上の恒常的雇用関係にあること。
所 在 地 要 件	富士見町内に本店・支店・営業所等を有していること。
施工実績要件	不要
その他	富士見町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱(平成21年1月9日)第4条に規定する参加資格の各要件を満たしていること。

3. 入札日程

設計図書等の	閲覧等の期間 令和7年10月8日 (水) から
設計図書等の 閲 覧 等	閲覧等の場所 富士見町ホームページ 及び 役場財務課財政係
	次により文書で提出してください。
質問方法	提出期限 令和7年10月16日 (木) 午後5時必着
貝 巾 刀 伍	提出場所 役場財務課財政係
	提出方法 電子入札システム又は電子メール、FAX、持参、郵送による
質問への回答	富士見町ホームページ 及び 役場財務課 にて閲覧
貝向への百合	※回答書は質問を受理した日から随時作成し、公表します。

	紙により入札す	る場合は、紙入札承認願を次により提出してください
	申請書の配布	役場財務課財政係 及び 富士見町ホームページ
紙入札の承認	提出期限	令和7年10月29日 (水) 午後3時まで
	提出場所	役場財務課財政係
	提出方法	持参による
	提出期間	令和7年10月28日 (火) 午前8時30分から
入札書の提出		令和7年10月29日 (水) 午後5時まで
	提出方法	電子入札システム又は郵送、持参による
開札日時・場所	日 時	令和7年10月30日 (木) 午前9時40分
州化口时,参加	場所	役場 財務課財政係
再度入札における	提出期限	令和7年10月31日 (金) 午後3時まで
入札書の提出期限	提出方法	電子入札システム又は郵送、持参による

4. 入札執行関係・その他

4. 人私執行関係	*・で <i>い</i> 利B
工事費内訳書	必要
一抜け方式の	有
採用	入札番号 工事-46 の入札で落札した者は参加できません。
予 定 価 格	事後公表
最低制限価格 制 度 の 適 用	この入札は富士見町最低制限価格制度実施要綱が適用となります。 (事後公表)
前 払 金	有り
部 分 払 い	有り
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上とする。
入札の無効	参加資格のない者のした入札及び「富士見町入札心得」、「富士見町電子入札実施要 綱」に違反して入札した入札書は無効とする。
	落札候補者となった者は、次により入札参加資格要件確認申請を行ってください。
	提出書類 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2~4号)
確認書類	提出期限 落札候補者となった日から2日以内の午後5時まで
	提出場所 役場 財務課財政係
	提出方法 電子入札システムによる。紙入札の承認を得た者は持参による。
	落札者決定通知は電子入札システム又は書面により行う。
落札者の決定等	・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して4日(閉庁日は除く)以内に、町長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。 説明を求められた者に対しては、富士見町財務課財政係において文書により回答する
そ の 他	・「富士見町事後審査型一般競争入札実施要綱」「富士見町最低制限価格制度実施要綱」及び「富士見町建設工事事後審査型一般競争入札心得」に示すとおりとする。 ・落札決定にあたっては、入札書に記載された額に当該金額の100 分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
問い合わせ	富士見町役場 財務課 財政係 電話 0266-62-9126 FAX 0266-62-4481 メール 9127@town.fujimi.lg.jp